

	ご意見	国土交通省の考え方
1	<p>検査作業において補助的役割を担う工員が当該自動車の整備作業に直接従事してはならないこととした場合、工場全体の効率を低下させるだけではなく、新たな作業ミスの発生が危惧されるため、義務付けすべきではない。</p>	<p>分業化の徹底による検査の第三者視点の強化等のメリットと相対的に評価した結果、検査作業において補助的役割を担う工員が当該自動車の整備作業に直接従事してはならないこととする措置は行わないこととしました。</p>
2	<p>工員数要件の緩和により、作業ミスや不正行為が増加するのではないか。</p>	<p>工員数要件の緩和は、作業の生産性向上により可能となったものであり、また、有資格整備士の数及び保有率等の要件の緩和は行わないため、直ちに作業ミスや不正行為の増加に繋がるものではないと考えております。</p> <p>なお、監査の実施により、今後とも不正行為等の排除に努めていくこととしております。</p>
3	<p>大型車の整備作業のうち、3人で行うものは少ないため、大型車を取り扱う場合にも最少工員数は4人で良いのではないか。</p>	<p>指定工場は、優良な整備と的確な検査を実施できることが必要であり、あらゆる整備作業に対応可能な体制であるべきと考えております。</p> <p>また、昨今の整備不良が原因と見られる大型車のホイールボルトの破断や火災事故の発生を抑止するためにも、工員数要件を緩和することは適当ではないと考えております。</p>